

# 非常勤職員（子どもの権利サポート相談員）募集要項

＝ つくります 宝塚に住むよろこび ＝

令和2年（2020年）10月

宝塚市総務部人材育成課

- 1 募集職種 非常勤職員（子どもの権利サポート相談員）  
※地方公務員法第22条の2第1項第1号で定める会計年度任用職員として任用されます。
- 2 募集人数 若干名
- 3 職務内容 子どもの権利サポート委員会の相談員として、いじめ、体罰、不登校又は家族関係に関する悩み等の相談に応じるとともに、関係機関への調整等や、その他、子どもの権利サポート委員会制度に必要な業務を行う。
- 4 受験資格 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれ、子どもの権利条約に関心があり、子どもの権利について理解がある人で、子どもの最善の利益のために熱意をもって活動でき、下記のいずれかの要件に該当する人  
①社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士、教員、幼稚園教諭、保育士、保健師、看護師、医師の免許又は資格を有する人  
②社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人  
③学校教育法に基づく4年制大学で児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学もしくは法律学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し、2年以上子どもに関する相談業務に従事した人  
④児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学もしくは法律学に関する大学院修士課程を修了した人
- 5 勤務場所 フレミア宝塚（宝塚市売布東の町12番8号・売布神社駅より徒歩約10分）
- 6 報 酬 月額 164,910円程度（採用時年齢25歳の場合）  
月額 187,220円程度（採用時年齢30歳の場合）  
月額 198,950円程度（採用時年齢35歳の場合）  
※上記報酬額には地域手当相当分の割増報酬を含みます。  
※期末手当（賞与）、通勤手当及び各種割増報酬が規定に基づき支給されます。
- 7 勤務時間等 月曜～土曜のうち週4日（週31時間）勤務  
午前10時45分～午後7時15分  
（ただし第1第3火曜日と土曜日は午前9時～午後5時30分）
- 8 雇用期間 令和3年1月1日～令和3年3月31日  
勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合再度任用されることがあります。

## 9 第1次試験

- (1) 日 時 令和2年10月25日(日) 午前9時15分集合 (受付は8時45分開始)
- (2) 会 場 宝塚市役所内会議室 (当日建物内への入口は駐車場側の1箇所のみです)
- (3) お持ちいただくもの 受験票、腕時計、筆記用具
- (4) 試験科目 小論文(60分)
- (5) 終了時刻 午前10時30分(予定)
- (6) 試験結果 11月上旬に通知します。

## 10 第2次試験(詳細は第1次試験合格者に通知します)

- (1) 日 時 令和2年11月中旬
- (2) 会 場 宝塚市役所内会議室
- (3) 試験科目 個別面接

## 11 合格発表

最終合格発表は、11月下旬に行う予定です。

## 12 雇用の時期

合格者は採用前の健康診断で就労可能と判定されれば、令和3年1月1日に採用予定です。

## 13 受験手続

### (1) 受付期間

令和2年10月1日(木)～10月16日(金) 午前9時～午後5時30分(必着)  
※期間内に書類が到着しない場合、いかなる理由があっても受付できません。

### (2) 申込方法

次の書類を角形2号の封筒に入れ、表面に「職員採用試験受験申込書在中(子どもの権利サポート相談員)」と記載して、〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所総務部人材育成課宛に郵送してください。

ア 受験申込書(本市指定のもの) ※片面印刷

イ 受験票(本市指定のもの)

ウ 返信用封筒2通

※長形3号(120×235mm)の封筒に84円切手を貼り付け、住所と宛名(氏名と「様」)を記入



## ◆◆ 子どもの権利サポート相談員とは？ ◆◆

宝塚市では、平成26年11月1日に宝塚市子どもの権利サポート委員会条例を策定し、子どもたちの相談・救済機関として「宝塚市子どもの権利サポート委員会」制度を運用しています（※制度は以下の図をご参照ください）。

どなたからでも相談ができますが、子どもたちを主体に、子どもたちにとって何がよいのか一緒に考えたり、子どもの権利サポート委員（現在：弁護士・大学講師・臨床心理士）の助言や指示に従い活動します。必要に応じて、調整、調査、勧告など学校等に対して行うこともあります。まずは「何でもいいから話してみてね」「秘密は守る」など安心して話を聞いてもらえる場であることで子どもたちが安心できるよう、相談を受け、一緒に考え助言をしたり、関係機関との連絡調整交渉等や、制度の周知のための啓発、子どもの権利サポート委員会のしくみに従い活動を行います。

（子どもの権利サポート委員会は、オンブズ制度のしくみとなっています。子どもの権利を守るための第三者機関であり、子どもの権利侵害があったことに対して、関係機関等への調査をして意見を述べたり、改善要望を行ったりできる機関として設置しています。）

### 宝塚市子どもの権利サポート委員会のしくみ概要

#### ◎設置目的

大切な子どもたちの命を守るため、子どもへの権利侵害に対して簡易、迅速に対応し、子どもの最善の利益の保障を図る必要があることから、子どもの権利サポート委員会を設置する。

#### ◎相談、申立ての流れ

